

市立湖西病院告示第7号

湖西市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する。

令和7年7月16日

湖西市病院事業管理者 大貫 義則



湖西市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程 の一部を改正する規程

湖西市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成25年湖西市病院企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号の表を次のように改める。

勤務区分	勤務形態	始業時刻	終業時刻	休憩時間
2 交替勤務	日勤	午前8時00分	午後4時45分	1時間
		午前8時15分	午後5時	1時間
	準深夜勤	午後4時	翌日の午前8時45分	1時間15分
3 交替勤務	日勤	午前8時00分	午後4時45分	1時間
		午前8時15分	午後5時	1時間
	準夜勤	午後4時	翌日の午前零時45分	1時間
	深夜勤	午前零時	午前8時45分	1時間
日勤交代勤務	日勤	午前8時00分	午後4時45分	1時間
		午前8時15分	午後5時	1時間

第4条中「前条第2項又は第4項」を「前条第2項又は第3項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。